

大阪市介護保険条例の一部を改正する条例急施専決処分報告について

介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（平成27年政令第211号）が平成27年4月10日から施行されることに伴い、大阪市介護保険条例の一部を改正する必要性が生じたが、急施を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、同年4月17日市長において次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求める。

平成27年5月22日

大阪市長 橋 下 徹

大阪市介護保険条例の一部を改正する条例

大阪市介護保険条例（平成12年大阪市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第8条に次の1項を加える。

- 6 第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、40,548円とする。

第9条第1項中「定める額」を「定める額（同項第1号に該当する者にあつては、同条第6項に定める額。以下「第1号被保険者の区分に応じ定める額」という。）」に改め、同条第2項及び第3項第2号中「前条第1項各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ当該各号に定める額」を「第1号被保険者の区分に応じ定める額」に改める。

第10条第1項中「第8条第1項各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ当該各号に定める額」を「第1号被保険者の区分に応じ定める額」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の大阪市介護保険条例の規定は、平成27年度分以後の保険料について適用し、平成26年度分以前の保険料については、なお従前の例による。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市介護保険条例 (抄)

(保険料率)

第8条 省 略

2-5 省 略

6 第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、40,548円とする。

(賦課期日後に第1号被保険者資格の取得、喪失等があった場合の保険料の額の算定)

第9条 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した者に係る保険料の額は、当該資格を取得した日を令第39条第1項に規定する賦課期日とみなした場合における前条第1項各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ当該各号に定める額（同項第1号に該当する者にあつては、同条第6項に定める額。以下「第1号被保険者の区分に応じ定める額」という。）を、当該取得した日の属する月から月割により算定した額とする。

2 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を喪失した者に係る保険料の額は、前条第1項第1号被保

各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ当該各号に定める額（保険料の賦課期日後に第1号被保険者の区分に応じ定める額

被保険者の資格を取得した者にあつては、当該資格を取得した日を令第39条第1項に規定する賦課期日とみなした場合における前条第1項各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ当該各第1号被保険者の区分に応じ定める額

号に定める額）を、当該資格を喪失した日の属する月の前月まで月割により算定した額とする。

3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ又は第9号ロのいずれかに該当するに至った第1号被保険者（令第39条第1項第1号イに規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至ったことにより同号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当するに至った者を除く。以下「賦課期日後の被保護者等」という。）に係る保険料の額は、次に掲げる額の合算額とする。

(1) 省 略

(2) 賦課期日後の被保護者等に該当するに至った日を令第39条第1項に規定する賦課期日とみなした場合における前条第1項各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ当該各号に定める第1号被保険者の区分に応じ定める額

額を、当該至った日の属する月から月割により算定した額

4 省 略

(市町村民税の課税非課税の別等が確定しない場合の保険料の額の算定)

第10条 保険料の額の算定の基礎に用いる第1号被保険者に係る地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下「市町村民税」という。）の課税非課税の別又は同法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）が確定しないため、当該第1号被保険者に係る当該年度分の保険料を確定することができない場合における当該第1号被保険者に係る保険料の額は、当該年度分の保険料が確定する日までの間は、当該第1号被保険者に係る当該年度の前年度の賦課期日（当該賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した場合にあっては、当該資格を取得した日）における当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員についての当該年度の前年度分の市町村民税の課税非課税の別若しくは合計所得金額又は当該年度の前年度の賦課期日の属する年の前年中の所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額（以下「公的年金等の収入金額」という。）を当該年度分の市町村民税の課税非課税の別若しくは合計所得金額又は当該年度の賦課期日の属する年の前年中の公的年金等の収入金額とみなして令第39条第1項各号の規定を適用した場合における第8条第1項各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ当該第1号被保険者の区分に応じ定める額

各号に定める額により算定した額とする。

2 省 略

(参 考)

地方自治法（抄）

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第162条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意については、この限りでない。

省 略

前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

省 略